

# 浜田駅南北自由通路掲示板有料広告枠売り渡し契約書

浜田市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、浜田駅南北自由通路掲示板有料広告枠（以下「掲示板」という。）の売り渡し（広告を掲載する権利）について、次の条項により契約を締結する。

## （売り渡し掲示板）

第1条 甲は、別添図面に表示する箇所の掲示板を乙に売り渡すものとする。

## （要綱、基準等の遵守）

第2条 乙は、前条の掲示板を使用するにあたり、浜田市有料広告掲載要綱及び浜田市有料広告掲載基準を遵守するとともに、広告の原稿を基準に従って制作し、掲載する1週間前までに建設部建設整備課に提出して、承認を得なければならない。

## （売り渡し期間）

第3条 この契約の期間（以下「期間」という。）は、平成 年 月 日から平成24年3月31日までとする。

## （売り渡し料）

第4条 売り渡し料金は月額、金5,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。ただし、1ヶ月に満たない売り渡し料金は日割り計算により算定した額を100円単位に切上げた額とする。

2 乙は、前項に規定する金額を市長が指定する方法により、契約日からその年度分を、翌年度以降はその年度分を前納するものとする。

## （鍵の貸与）

第5条 甲は、乙に契約期間中は掲示板の鍵を貸与するものとする。

2 乙は貸与を受けた鍵の合鍵を作製してはならない。ただし、甲の了解を得た場合はこの限りでない。

3 乙は、貸与を受けた鍵を管理するとともに、契約期間満了時に変換しなければならない。

## （権利義務の譲渡等）

第6条 乙は、この契約による権利又は義務を第三者に譲渡若しくは担保に供し、又は承継させてはならない。ただし、書面による甲の承認を得たときは、この限りではない。

## （損害賠償）

第7条 乙は、掲示板を使用するにあたり、故意又は重大な過失により甲又は第三者に損害を与えたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

(契約の解除)

第 8 条 甲は、乙がこの契約に違反したとき、又は継続を不相当と認めたときはこの契約を解除することができる。

2 前項の場合において、乙に損害が生じることがあっても、甲は損害を賠償しないものとし、売り渡し料についても返還しないものとする。

(信義誠実の業務)

第 9 条 甲及び乙は、信義誠実を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(協議事項)

第 10 条 この契約に定めのない事項については、必要に応じてその都度甲、乙協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するために本契約書 2 通を作成し、当事者記名押印の上各自その 1 通を保有する。

平成 年 月 日

甲 島根県浜田市殿町 1 番地

浜 田 市

浜 田 市 長 宇 津 徹 男 ⑩

乙

⑩